

「第5次佐倉市地域福祉計画（案）について」に
寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	令和6年1月22日から2月5日まで
意見募集結果	意見提出者数 2人
	意見数 6件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 1件
	原案のとおりとしたもの 5件

(2) 意見の内容と市の対応

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	36頁・53頁 一言で言うと、「『目に見えない障害』は忘れられる」ということを強く感じます。精神障害等、外見からはわからない、「目に見えない障害」は忘れられやすい傾向にあります。昨年12月の障害者週間のイベントも、関係者が大声を出さなければ、パラスポーツのみで終わってしまうところでした。「目に見えない障害」だからこそ、抱えている問題も大きいと、是非多くの市民の方々に知っていただきたいです。そのための啓発イベントや福祉教育が不可欠です。	今般、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々がお互いの理解を深め支え合う心のバリアフリーについて、その重要性が求められています。 このため市では、外見からはわかりにくい障害についての理解の促進を図るため、本計画書案36頁記載のとおり、障害者週間等を活用したイベントの開催、市ホームページや「障害福祉サービスガイドブック」等による周知、同53頁記載の小中学校での福祉に関する学習機会の提供等により、市民への障害理解の促進施策を広範に進めてまいります。 なお障害者週間のイベントにおけるご指摘につきましては、貴重なご意見として承ります。	無
2	52～56頁 佐倉市では、精神保健福祉ボランティアを、どのように養成しているのでしょうか？	市では、精神保健福祉ボランティアの養成は行っておりませんが、県主催で「精神保健福祉ボランティア講座」が実施されております。 ボランティア活動の拡大のため、本計画書案54頁記載のとおり、市社会福祉協議会や市民公益活動サポートセンター等と連携し、広報活動を進めてまいります。	無
3	68頁 国で検討が進んでいる、「住宅確保要配慮者」への支援を、佐倉市でも検討していただきたいです。障害者に対する住宅	障害者のお住まいに対する市の取り組みにつきましては、下肢障害のある方等を対象とした住宅改修費の支給や市営住宅の入居選考にあたり、障害者手帳（身体、療	

	<p>政策・福祉政策は、一人暮らし支援が中心で、アパートを借りて自炊することやグループホームへ入所することばかりが想定されています。ですが、一方では、親と持ち家の一戸建て住宅で同居する障害者もいます。その中には、親亡き後も、親と同居していた その持ち家で暮らし続けることを希望する人もいます。例えば、その持ち家をうまく活用し、リバースモーゲージを65歳未満でも利用できるようにするとか、古い家を維持するための援助をするとか、持ち家の有効活用で「住宅確保要配慮者」を支援する方策を考えられないでしょうか？全国平均より持ち家率の高い佐倉市ならではの住宅政策・福祉政策を期待します。</p>	<p>育、精神) をお持ちの方への加点等がございますが、この他持ち家一戸建て住宅に対する市独自の直接的な支援策については、現時点で持ち合わせておりません。</p> <p>つきましては、国の「住宅確保要配慮者」への検討内容を含め、本計画書案68頁のとおり、障害者への住まいに関する情報提供を広く進めていくとともに、いただいたご指摘の内容につきましては、今後の取り組みを進めるうえで、貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>	無
4	<p>77頁</p> <p>「自ら相談機関に出向くことが困難な場合等に対応する相談支援体制の整備」に大賛成です。対面の相談が苦手な人には、相談できる電話回線が用意されていると、とても助かります。クライシス対応まで行うホットラインの他、緊急ではないが話したい時に利用できるウォームラインも重要です。日本ではウォームラインが数少ないため、緊急ではない内容までホットラインに電話が集中してしまい、相談員不足もあって、ホットラインがパンクし、何度かけてもつながらない現象が起きています。アメリカでは行政の援助でウォームラインが運営されているそうですので、佐倉市でもそういう援助が早急になされるのを強く願っています。高齢の親の介護を担う、中高年の障害者は、福祉事業所に通う時間的・体力的余裕もなく、孤立しがちですから、こういう体制が整備されるのを心待ちにしています。</p>	<p>今般、8050問題等にみられる社会的孤立による様々な生活課題が社会問題化する中で、自ら相談に出かけること自体困難な世帯に対し、これまでのように相談所で待つ形ではなく、積極的に訪問支援（アウトリーチ）をし、課題を拾い上げていくことが求められています。市ではこうした課題に着目し、本計画書案72頁以降に重点施策として、訪問支援（アウトリーチ）型相談支援体制の推進を位置づけております。今後は地域に出向く訪問支援とともに、社会復帰や生活再建を目指すべく、本人に寄り添いながらその時々に対応した支援を行う伴走型支援を進め、市全域での包括的な相談支援体制の構築に努めてまいります。</p> <p>なお、電話による相談体制についてご意見をいただいておりますが、精神科医又はカウンセラーによる「こころの健康相談」や、障害ごと（身体、知的、精神）の相談員も設置しておりますので、緊急ではない相談も随時受付しております。</p>	無
5	<p>重点施策の具体的推進方法が明記されておらず、果たして本当に推進可能なのか疑問視せざるを得ません。アウトリーチの担い手として（仮称）生活困窮者自立支援員（地域福祉コーディネーター）を市が設置主体となって運用（P76）とありますが、社協が配置している地域福祉コーディネーターや、市が配置している生活支援コーディネーターとの関係があいまいで、一体、いつまでに何名がどこ</p>	<p>今回、市が新たに設置する「（仮称）生活困窮者自立支援員」、また既設の「生活支援コーディネーター」、そして市社協設置の「地域福祉コーディネーター」は、それぞれの位置づけや設置主体、対象等は異なるものの、地域に出向き、課題を拾い上げ、身近な地域で相談を拾い上げ受け止めるという点においては、共通の機能を有しています。また近年、地域での生活課題は複雑・多様化し、特定の分野や特定機関のサ</p>	

	<p>に配置されるのか明らかになっていません。重点施策として掲げる以上、少なくともこの点だけは明記すべきではないでしょうか。</p>	<p>ービスだけでは対応できない複合的な生活課題が多々あり、今後はそれぞれの機関・コーディネーターの専門性を活かしながら、かつ互いに連携協働する中で対応することが重要です。こうした機関間の関係性については、これら3機関での有機的な連携はもとより、互いに情報共有を密にしながら補完し合い、一層の課題解決に取り組んでまいります。</p> <p>なお本計画書案での「(仮称)生活困窮者自立支援員」の要員配置については、スタート年次(令和6年度)において、市内2拠点に1名ずつ配置し、全市を対象として活動します。その後、年単位での事業の効果を見極めたうえで、先行する他のコーディネーターとの効率的な運用と圏域での配置バランスを整えてまいります。従いまして、その後どこに何人配置するといった点について現時点で明らかにすることはできませんが、何れにいたしましても、事業の効果をあげるべく、本計画書案77頁掲載の訪問支援(アウトリーチ)件数を目標に鋭意取り組んでまいります。</p>	<p>無</p>
<p>6</p>	<p>各項目毎に記載されている令和9年度目標が、その設定根拠があいまいで、「適当に」設定されたとしか考えられないものが散見されます。目標を設定し公表する以上、設定根拠を明確にすべきではないでしょうか。根拠が示せないのであればむしろ設定すべきでないと思います。このままでは一市民として恥ずかしいです。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校通学路安全確保の令和9年度目標が年間200件(P67) →現状の年間199件からわずか1件増やすだけ!? ・(仮称)生活困窮者自立支援員の訪問件数の令和9年度目標が4千件(P77) →本当に実現可能? ・子ども食堂開設数、学習胃支援協力団体数の令和9年度目標がそれぞれ23カ所、6団体以上(P55,66) →どうやって増やすのか不明 	<p>行政計画において、目標設定は必須であり、当然のことながら掲載事業にはすべて目標の設定をしております。今回の地域福祉計画=基本計画においては、中期的な事業計画のゴール設定となっております。</p> <p>計画書の目標には、事業それぞれの設定根拠を基に、数字で表現する定量的な目標と言葉で表現する定性的な目標があります。当計画書案の目標は、定量的な数値による設定を基本に、数値化にそぐわないものは定性的に設定しています。設定根拠全てを書面上明示することは物理的に厳しいことから、事業毎に担当所属を明記いたしておりますので、詳細について直接お問い合わせいただければ幸いです。</p> <p>なおご指摘の3点については、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校通学路安全確保事業 巡回警備回数の年間200件は、市内小中学校の年間授業日数の概ね最大値を設定しています。 ・(仮称)生活困窮者自立支援事業 支援員の訪問件数4000件は、内閣府が提示しているひきこもり人数の割合を当市の 	<p>有</p>

		<p>人口に充てた場合に想定される潜在的ニーズとして設定しています。実現性については、類似の「地域福祉コーディネーター（市社協モデル事業）」の訪問実績から算出し、実行可能な数字と考えています。なお、4,000件という目標値は令和9年度までの累計値ですが、累計であることを明確に示すため、計画書77頁および86頁の当該目標値の記載部分に「(累計)」と追記する修正をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども（地域）食堂推進事業 <p>開設数23か所は市内小学校区数。地域食堂としての役割も担っていることから小学校区で設定しています。基本的にはボランティア団体が任意で立ち上げ、運営していますが、地域の福祉委員や民生委員などからの後押し等により、元々潜在的な地域でのニーズ、ボランティアの職種としてのニーズが高く、現段階でも立ち上げに向けた準備段階の団体が数か所あり、実現性は高いものと捉えています。</p> ・生活困窮世帯の子どもの学習支援事業 <p>既に活動しているボランティア団体を通じて、地道に活動の輪を広げていくこととし、現時点ですでに6団体→7団体（目標6団体以上）という状況です。</p> 	
--	--	--	--